

東京都歯科健康保険組合ニュース

皆様でご覧ください

平成27年1月

●新年のご挨拶 (2ページ)

●2015年 健保の展望 (3ページ)

データヘルスの推進は健康保険組合にとって
医療費適正化のチャンス

●高額療養費が変わります／ 健康保険組合からのお知らせ (4 - 5ページ)

●活用しよう! 医療費控除 (6ページ)

●ラフォーレ倶楽部からのお知らせ (7ページ)

●組合日誌・公告・組合事業概況 (8ページ)



組合日誌

平成26年10月から平成26年12月まで

26.10.21 第1回組合運営研究委員会

■議案事項

1. 委員長、副委員長の選出について
2. 健康保険料率（一般勘定）の変更について

26.11.11 理事会

■議案事項

1. 第130回組合会開催に関する件
2. 職員給与に関する件
3. 規約変更に関する件

26.11.18 第2回組合運営研究委員会

■議案事項

1. 健康保険料率の変更について(第1回の継続審議)

26.12.9 理事会

■議案事項

1. 健康保険料率（一般勘定）の変更に関する件
2. 平成27年度予算大綱に関する件

■協議事項

1. 第3回組合運営研究委員会の開催について

公告

事業所編入による組合規約の一部変更がありましたので
公告します。 理事長 高橋 哲夫

医療法人社団 HDC	渋谷区広尾 5-5-1
医療法人社団 悠和会	台東区上野 3-20-8
医療法人社団 えだもと歯科	杉並区西荻北 2-11-12
医療法人社団 浩整会	港区台場 1-5-7
医療法人社団 ODC	江戸川区中央 4-1-15
医療法人社団 幸寿会 にしざわ歯科医院	墨田区墨田 2-8-12
医療法人社団 大協組 品川シーサイド歯科	品川区東品川 4-12-6
しらかば歯科	武蔵野市境 1-5-3
白金高輪姫歯科室	港区南麻布 2-13-21
医療法人社団 栄光会 富岡歯科医院	新宿区高田馬場 3-2-5
医療法人社団 ジャスティス あまり歯科	東大和市中央 4-1027-7
医療法人社団 たきがわ歯科医院	府中市宮町 1-26-1
医療法人社団 朋愛会	調布市小島町 2-40-16
医療法人社団 相栄会	葛飾区青戸 7-18-4
医療法人社団 光雄会	中央区銀座 4-3-10
医療法人社団 慶実会	目黒区五本木 3-25-17
下石神井歩道橋前歯科クリニック	練馬区下石神井 4-16-10
長澤歯科医院	八王子市東浅川町 513-1
しらいとだい歯科	府中市白糸台 3-49-3
ひのまる歯科	文京区千駄木 3-31-12
医療法人社団 PEACH	大田区大森北 1-8-13
医療法人社団 精密審美会	港区六本木 7-14-8

組合事業概況

(平成26年10月末現在)

事業所数	件数	3,914 件
被保険者数	男	4,190 人
	女	8,241 人
	合計	12,431 人
被扶養者数	男	2,194 人
	女	3,737 人
	合計	5,931 人
平均標準報酬月額	男	548,396 円
	女	282,311 円
	平均	371,998 円

当組合のホームページを
ぜひご活用ください!

アドレス

<http://www.t-shikakenpo.or.jp/>

健康保険のしくみや
各種補助金のご案内
など、役立つ情報が
満載!
各種申請書もダウン
ロードできます!



皆様からのご質問・ご意見・投書をお待ちしています。

発行元 東京都歯科健康保険組合 〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-11-11 TEL (3918) 7511 FAX (3918) 0588

新年のご挨拶



東京都歯科健康保険組合
理事長 高橋 哲夫

あけましておめでとうございます。
被保険者ならびにご家族の皆様におかれましては、清々しい新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。また、当健康保険組合の事業運営に対し、平素より多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

わが国の高齢化は、他国に例を見ないほど驚異的なスピードで進んでおり、健康保険組合を取り巻く情勢は年を追うごとに厳しいものになっていきます。高齢者医療制度等への拠出額の負担は増大する一方で、健康保険組合連合会（健保連）がまとめた「平成25年度健保組合決算見込の概要」における健康保険組合全体の支出をみると、保険料収入に対する支援金・納付金等の割合は45%に達し、50%を超える組合も約3割にのぼります。平成27年度には、すべての団塊の世代が前期高齢者（65歳～74歳）となるため、さらなる納付金の増大は避けられない見通しです。こういった状況を鑑み、健康保険組合は政府に対して、現役世代の保険料に過度に依存する構造の見直しを強く求めてきましたが、いまだ実現に至らないのが現状です。

平成27年度は医療保険制度改革の年であり、国保等被保険者

の財政基盤の安定化など、重要法案が国会で審議される予定となっております。安心できる社会生活に国民皆保険は不可欠なものであり、その中核を担う健康保険組合の存立を脅かす現在の高齢者医療制度の見直しにも、ぜひ着手してもらう必要があります。そして、消費税収をもとに公費を投入し、公正な費用負担を実現させなければなりません。

一方、医療費適正化の取り組みの一つとして、平成26年度からデータヘルス計画の策定がスタートしています。平成27年度は計画が実施へ移される、健康保険組合にとって非常に重要な一年となります。データヘルス計画は、これまで私たち健康保険組合が行っていた健康管理事業の延長にあり、加入者の皆様の健康管理をお手伝いしつつ医療費の削減につなげる一大事業です。皆様の健康を今まで以上に支えていけるよう、着実に実行してまいりますので、皆様におかれましては、これらの健康管理事業を積極的にご活用いただき、毎日をすこやかに過ごしていただきたいと思います。

最後になりますが、本年が皆様にとって実り多き一年となりますよう心からお祈り申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

2015年 健保の展望

データヘルスの推進は 健康保険組合にとって 医療費適正化のチャンス

国際医療福祉大学大学院教授 水巻 中正

高齢者医療費の 負担構造改善が急務

人口の減少と超高齢化が進むなか、平成27年の健康保険組合を取り巻く環境は引き続き厳しく、高齢者医療制度の改革が急務となっております。通常国会に提出される「給付と負担の均衡化」を目的とした医療保険制度改革法案は、健康保険組合などの被用者保険が負担する後期高齢者支援金の拠出方式を全面総報酬割に見直すことなどが柱の1つになっており、前途は険しい状況です。

健康保険組合連合会（健保連）が発表した「平成25年度健保組合決算見込の概要」によると、全体の経常収支は1162億円の赤字で、赤字幅は前年度に比べて1811億円の縮小となりました。ただしこれは、全組合の約4割（565組合）が保険料率を引き上げ、収入増に努めたためです。その影響額は2851億円と見込まれ、料率引き上げがなければ実質4013億円の赤字になります。

この背景にある高齢者医療制度への支援金・納付金等の拠出額は、前年度より1411億円増の3兆2739億円に達しています。保険料収入に対する割合は45・3%と、依然として苦しい財政状況を強いられています。医療費全体の約6割を占める高齢者医療費の負担構造を改善

し、現役世代の負担を軽減しなければ、健康保険組合の財政はパンクしかねません。

「健康寿命を1歳延伸」が目標

わが国の平均寿命は男性80・21歳、女性86・61歳（平成25年）。男性は初めて80歳を超えて世界4位、女性は2年連続で長寿世界一です。これに対し、介護などを受けずに自立して日常生活を送れる健康寿命は男性71・19歳、女性74・21歳（平成25年）で、平均寿命と比較して9歳～12歳の差があります。この「不健康な期間」を縮めるため、政府は成長戦略「日本再興戦略」に「2020年までに健康寿命を1歳以上延伸する」との目標を盛り込みました。同時に、すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析に基づくデータヘルス計画の作成・公表、事業実施、評価等の取り組みを求め、それが今春に本格化します。

データヘルスの推進は、健康保険組合加入者の健康寿命延伸にとって好機であり、医療費適正化のチャンスでもあります。国・事業主との連携・協力を密接に図り、健康意識を高め、保健事業を推進することが、健康保険組合の財政悪化を克服する1つの施策となります。



高額療養費を受ける 手続きは……

高額療養費を受けるのに、特別な手続きは必要ありません。健康保険組合は医療機関からの医療費請求書(レセプト)をもとに自動計算し、後日、支給します。ただし、医療機関から健康保険組合へ請求が届くのに2~3カ月がかかるため、高額療養費の支給はその後になります。

「限度額適用認定証」も活用を！

高額療養費は、原則、窓口負担を行った後に対象となる額の払い戻しを行う制度ですが、一時的にせよ高額な医療費を支払うのは家計の大きな負担となります。そうした際に助けとなるのが、「限度額適用認定証」です。

高額な負担が想定される際、事前に健康保険組合へ申請を行って「認定証」の交付を受け、医療機関へ提

示すると、窓口での支払い額が1カ月の自己負担限度額までに抑えられ、当座の負担を軽減できます。

※これまでの「限度額適用認定証」は、高額療養費の変更により平成26年12月までで、使用できなくなっています。1月以降も使用される方は、再度申請を行ってください。

高額療養費のほかに当組合の付加給付制度があります

一部負担還元金(本人)・家族療養費付加金(家族)

医療機関にかかり、1カ月1件あたり自己負担限度額(高額療養費および入院時の食事療養・生活療養にかかる標準負担額は除く)から、**一般の方は50,000円・高額所得者(標準報酬月額53万円以上)の方は80,000円**を差し引いた額(1,000円未満不支給。100円未満は切り捨て)をレセプトをもとに計算します。ただし、他の法令の規定により療養費の支給が受けられる場合は支給されません。

健康保険組合からのお知らせ

インフルエンザ予防接種 補助金について

市区町村の補助金を受けた場合は、当組合の補助金の対象外になります。接種前に医療機関へご確認ください。

また、補助金請求書は振込手数料削減のため、できるだけ医院で取りまとめ一括でご請求いただきますようお願いいたします。

保険料総額の お知らせについて

2月からの確定申告のため、当組合では毎年、個人事業主の皆様へ1年間に納入していただいた保険料の総額をお知らせしております。平成26年分につきましては平成27年2月2日の発送を予定しております。

脳ドック契約医療機関の追加のお知らせ

コード	医療機関名称	郵便番号	所在地	電話番号	脳ドック料金(税別)
13350	社会医療法人財団 大和会 東大病院附属セントラルクリニック	207-0014	東京都東大和市南街 2-3-1	042-562-1490	27,000円

平成27年1月1日から

高額療養費が変わります

所得区分・負担上限額が一部変更



健康保険組合では、被保険者・被扶養者が業務外の病気やけがで保険医療機関を受診した際、医療費の7~9割を負担しており、皆様は一部の自己負担のみが必要な診療を受けることができます。

ところが入院などの場合、一部の負担といっても高額な負担を強いられる例が少なくありません。そこで医療保険では、毎月の負担に一定の上限額(自己負担限度額)を設けており、これを超えた分は「高額療養費」として健康保険組合からさらに支給されます。この高額療養費が平成27年1月1日から一部変更となります。

■自己負担限度額・所得区分が一部変更

自己負担限度額はこれまで、低所得者、一般所得者、上位所得者の3区分に分けて計算されていましたが、平成27年1月1日からは、70歳未満の方については下のように5区分に細分化され、さらに限度額も変更となる人がいます。

自己負担限度額は毎月の医療費ごとに適用され、同一月に同一世帯内で高額な負担が複数発生した場合や、年間を通じて多数の適用があった場合には、さらに軽減されます。

>>> 70歳未満

平成26年12月まで			平成27年1月1日から		
所得区分	自己負担限度額	多数該当の限度額	所得区分	自己負担限度額	多数該当の限度額
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1%	83,400円	標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費総額-842,000円)×1%	140,100円
一般	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円	標準報酬月額53万~79万円	167,400円+(医療費総額-558,000円)×1%	93,000円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円	標準報酬月額28万~50万円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
			標準報酬月額26万円以下	57,600円	
			低所得者 (住民税非課税)	35,400円	24,600円

>>> 70~74歳

所得区分	自己負担限度額		多数該当の限度額
	外来(個人ごと)	世帯単位・入院を含む	
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円	
低所得者Ⅱ (住民税非課税、年金収入80万~160万円)	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ (住民税非課税、年金収入80万円以下)		15,000円	

70~74歳で「一般」の所得区分の方は、平成26年4月以降に70歳に達した方より、自己負担の割合が2割となりました(従来は特例により1割)。ただし、この自己負担の割合の変更に際して自己負担の上限額は変更がなく、平成27年1月以降も左表のとおり維持されます。

ラフォーレ倶楽部からのお知らせ

ワンランク上の上質を追求した『和 - なごみ -』
なごみ

心を満たす **和** の宿へ



1. 愛犬とのお泊りが可能なドッグルーム。ワンちゃんが室内を歩く際に滑りにくいフローリング素材を採用しています。2. 冬には冠雪の富士山を眺めながら、心ゆくまで湯浴みを楽しめます。

ラフォーレ修善寺 **山紫水明**

静岡県伊豆市大平1529 ☎0558-72-8003 [山紫水明専用]

2014年12月27日
山紫水明に2棟目が誕生

富士山を望む温泉露天風呂付のお部屋「山紫水明」に、この冬新たに2棟目が誕生し、全32室に。そのうち8室は愛犬とお泊まりいただけるお部屋。そして4室は玄関周りにスロープをつけるなど段差を減らした、アクセシブルルームです。大切なご家族やパートナーと一緒に、山紫水明での特別な時間をご満喫ください。

愛犬と一緒に食事プラン

ドッグルーム限定でお部屋にホテル特製の和会席重の夕食をお届け。お食事中も愛犬と団欒のひとときをお過ごしいただけます。

期 間 12月27日(土)～2015年3月31日(火)泊
※12/31～1/3泊を除く

内 容 1泊2食
【夕食】お部屋に和会席重をご用意

料 金 山紫水明(ドッグルーム)泊
大人 16,340～25,790円

※3日前までの事前予約制です。
※愛犬1頭につき3,240円を別途申し受けます。
(1室につき小型犬2頭または中型犬1頭まで)
※愛犬用の食事は各自でご用意ください。

ゴールデンウィークの申し込みについて

ラフォーレ倶楽部のゴールデンウィーク期間のお申し込みは下記のとおりとなっています。

対象期間	<宿 泊> 2015年4月29日(水)～5月5日(火)泊 <ゴルフ> 2015年4月29日(水)～5月6日(水)プレイ
受付方法	全施設 宿泊・ゴルフともに全期間通常方法にて受付 ・2015年1月5日(月)9:00より通常方法にて受付
各設定日	<優先予約保証枠開放日> 2015年4月1日(水)より <キャンセル料発生日> ・2015年5月2日(土)～5月5日(火)利用のご予約については、2015年4月17日(金)17:00より ・上記以外のご予約については、ご利用日の前週同曜日17:00より

ご予約・お問い合わせは各ホテルまたはWEBサイトへ

ラフォーレ蔵王 リゾート&スパ	0224-34-1489	総合リゾートホテル ラフォーレ琵琶湖	077-584-3489
リゾートホテル ラフォーレ那須	0287-76-3489	リゾートホテル ラフォーレ南紀白浜	0739-82-1489
2014/4/18リニューアルオープン(旧リゾートホテル ラフォーレ強羅)			
ラフォーレ倶楽部 箱根強羅 湯の楼	0460-86-1489	★会員様用予約情報サイト LAFORET plus お得なプランやイベント情報が満載!	
ラフォーレ倶楽部 伊東温泉 湯の庭	0557-32-5489		
総合リゾートホテル ラフォーレ修善寺	0558-74-5489	http://plus.laforet.co.jp	
リゾートホテル ラフォーレ山中湖	0555-65-8489		
ラフォーレ倶楽部 ホテル中軽井沢	0267-44-4489	WEB予約には利用者登録が必要です 法人会員No.20348 法人パスワード 20348cc	
※2015/1/4～3/12はクローズ			
ラフォーレ倶楽部 ホテル白馬八方	0261-75-5489		

活用しよう! **医療費控除**



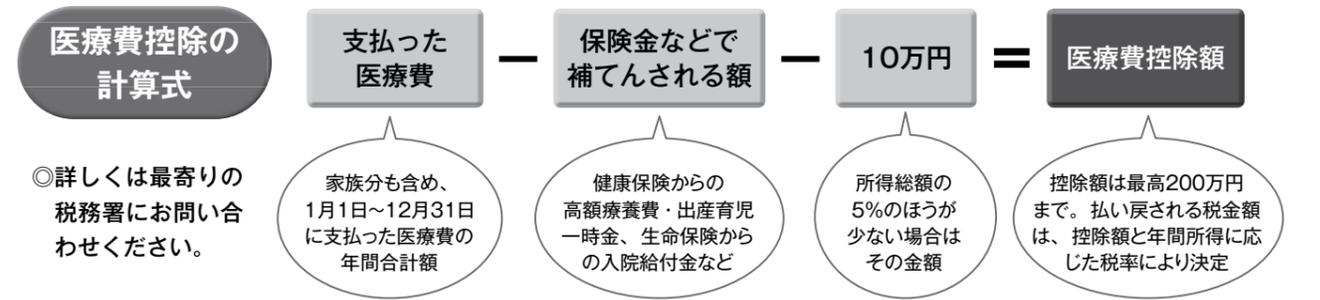
出産や歯科の自費治療などで医療費が多くかかった人は、医療費控除を活用しましょう。納めすぎた税金が払い戻されます。

自己負担が家族で10万円を超えたら申請を

医療費控除とは、1年間(1月1日～12月31日)の医療費が、家族分も含めて10万円を超えたとき、確定申告をすることで所得税の一部が戻ってくる制度です。医療費として算定できるのは、健康保険で受けた治療のほか、妊娠や出産にかかった費用、歯科の自費治療、薬局で購入したかぜ薬などの市販薬、医療機関への通院費

なども含まれます。

確定申告の期間は、毎年2月16日から3月15日まで(平成27年の場合は、2月16日から3月16日まで)となっていますが、医療費控除(還付申告)だけならば1月から手続きできます。また、5年前までさかのぼって申請することも可能です。



医療費控除の対象とならない医療費の例

- ×美容目的での整形手術や歯列矯正の費用
 - ×健康診断、人間ドックの費用
 - ×自家用車で通院するときの駐車料金やガソリン代
 - ×親族に支払う療養上の世話の対価
 - ×ビタミン剤、体力増強剤など、健康増進のための保健薬や健康食品の購入費用
- など

アクセスしてみよう!

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

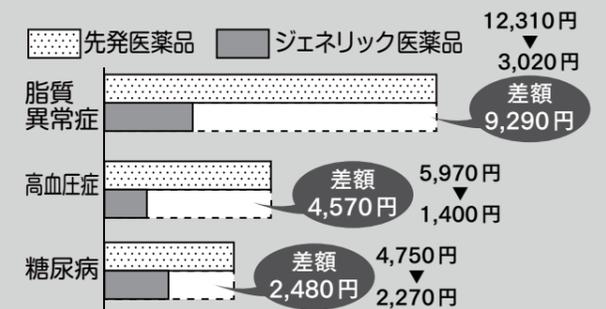
忙しくて税務署に行けない人や、パソコンでの作業に慣れていない人は、国税庁のホームページを利用してみましょう。申告書のダウンロードができるだけでなく、入力指示に従って申告書をパソコン上で作成することができます。事前の登録など準備が必要ですが、インターネットを利用したe-Taxで申告することもできます。

ジェネリック医薬品への切り替えで薬代の節約を!



「ジェネリック医薬品」(後発医薬品)は、安いだけでなく、「先発医薬品」と同じ効き目で、安全性も信頼できる薬です。とくに生活習慣病などの慢性病で長期間薬の服用が必要な方は、自己負担が大きく軽減されます。ジェネリック医薬品をもっと活用し、薬代を節約しましょう。

薬代の自己負担(3割)の比較(1年間服用した場合)



*上記負担額は薬代のみを目安(一例)です。このほかに調剤技術料や薬学管理料などが加算されます。なお、代表的な先発医薬品と、もっとも安いジェネリック医薬品を比較しています。(平成26年4月現在)